

2025/9/9 記者会見メモ　なくそう！官製ワーキングプア集会実行委員会
首都圏 106 自治体情報公開請求（2024 年度離職状況）の報告

◆取り組みの趣旨

労働施策総合推進法 27 条と関連省令では、「30 人以上の離職者が発生する場合」は、「一ヶ月以上前に」、「知事は都道府県労働局に、市町村長はハローワークに」、「通知する」義務を負っている。「大量離職通知書」提出自体は、雇止めの再考を促すものではないが、その人数すら把握せず、何の痛みも感じず、会計年度任用職員を使い捨てにしている自治体に対し、雇用主としての責任（＝再就職先の斡旋など）を自覚してもらう手立てとして関連事項を含め情報公開請求を行った。2023 年埼玉県から開始し、首都圏の人口 10 万人以上（東京都は区・市の全て）106 自治体対象は 2 回目。結果は、官製ワーキングプア集会で広く伝え、回答自治体を含め総務省や厚生労働省担当にも提供している。

◆経過

2023 年 8 月　埼玉県 18 自治体に情報公開請求　10/15 結果公表

2024 年 1 月　首都圏 106 自治体に大量離職通知書提出について要請文を送付

2024 年 6 月　106 自治体に情報公開請求（2023 年度離職状況）8 月末定稿　9/11 結果公表

2025 年 6 月　106 自治体に情報公開請求（2024 年度離職状況）8 月末定稿　9/9 結果公表

◆情報公開請求から見てきたもの

1.① 大量離職通知提出について

- ・提出自治体は、昨年の 50（47％）から、今年は **76 自治体（72％）** と増えている。
しかし、**76 自治体のうち 35（46％）** は「1 か月以上前に」の提出期限が守られていない。3 月に入ってから（4 月以降提出も 10 自治体）では、再就職支援は行えないし、現に行われていない。
- ・未提出の 30 自治体のうち「30 人以上の離職者が発生」していないとして、提出していない自治体は 15。
- ・離職者数 30 人以上にもかかわらず、「30 人以上の離職者が発生」していないとして、提出していないのは 4 自治体（小金井市、小平市、秦野市、狹山市）
会計年度任用職員の離職対象者は、再度任用されなかった人数及び年度末に任期満了で退職した人数（自己都合退職者も含まれる）にもかかわらず、再度任用されなかった人数のみと誤認している。
- ・その他 15 自治体は、提出しない理由を明らかにしていないが、**そもそも離職人数の集計を人事担当部署が行っていない。**

3. 離職者への再就職支援措置

- 大量離職通知書の記載を含め常勤職員向けが主で、再就職支援のための措置はほぼない。25自治体で何らかの記載はあっても「役所内で募集があるものは紹介」「人材登録台帳への登録」「臨時的任用職員を案内」「ハローワーク紹介」「会計年度については早い段階での勤務意向確認」等にとどまる。

※はむねっとアンケート 2025 では、問題だと感じる事項で「更新されない場合のフォローがない」は 12%

◆結果として複数回の任用が繰り返された後に、再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましいこと。
会計年度任用職員制度の適正な運用等について（2024/12/27 総務省通知）

- 再就職支援が不要であると誤認していると思われる（我孫子市、鎌倉市、入間市）
「法令に基づく任用期間満了や退職者自身の意向により退職するケースがほとんどであるため、特段の対応をしていない」「経済的事情による事業規模の縮小等による離職が発生していないため作成していない」

◆対象となる離職者の属性として掲げられているのは次の4項目

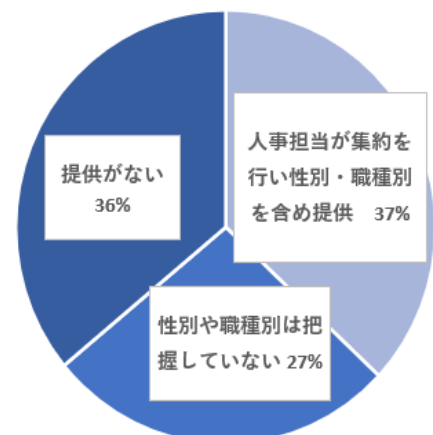
「経済的事情による事業規模の縮小等による離職者」「その他の事業主都合離職者」「定年退職者」「雇用期間満了による離職者（6ヶ月以内の雇用期間満了者を除く）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/other36/index.html

1.② 会計年度任用職員の離職者数について

- 離職者を人事担当部署が集約する自治体は 68（昨年 57）64%に増えた。
- 公募・選考・採用は各課任せ、性別・職種別把握がないなど常勤職員と比べ杜撰な取り扱いが続いている。
- 人事担当が集約を行っていないのは 38（36%）自治体。うち、61%の 23自治体では、大量離職通知を提出しているので集約を行ったはずだが、それが情報公開請求で提供されない。

提供内容		自治体数	比率
人事担当が集約を行っており、提供された	性別・職種別を含め提供	39	37%
	性別や職種別は把握していない	29	27%
人事担当が集約を行っていないため提供がない		38	36%



1.③ 臨時的任用職員の離職者数について

- ・回答のあった自治体は 17（16%）
- ・臨時的任用は常勤の欠員のほか病気休職や育休の代替で、学校の教諭・栄養士・学校事務が多いが、事務職、資格職種で任用している自治体もある。わずか 17 自治体ということは、**会計年度任用職員で対応しているのではないかと推測する**。臨時的任用を行なっている自治体は欠員等を適切に埋めていると評価できるが、離職者に対して再就職支援を行っているとは回答のあったのは新宿区と川崎市のみ。

2.② 総務省通知（2024 年 6 月 28 日）を受けての検討内容

- ・検討内容について提供があったのは 39 自治体、37%
- ・**撤廃理由は、「国との均衡」「総務省通知」「雇用の安定」「能力、経験ある職員の流出防止」「人材確保」「人事評価反映の導入」「県や近隣自治体の動向」**
- ・開示文書は、庁議の記録、規則等の改正起案・新旧対照表、組合との合意文書、人事担当課長からの通知文等であった。意思決定に当たり、何らかの起案文書を作成しているはずだが「対外文書として作成していない、組織内共用文書」「検討過程における情報であって適正な意思決定を確保する観点」と開示しない自治体がある。
- ・**回数制限を残す理由**は、「一定期間での事務効果の検証が必要」「より有為な人材にも広く任用機会を与える」「障害者雇用では、一定の勤務実績のあるものを対象とする採用選考の合格者を常勤として任用している」「会計年度任用職員制度は概ね順調に運用されており、課題については都度協議」「**県や近隣自治体の動向**」「雇用の機会の平等性の観点等」「令和 6 年度大都市人事担当課長会議（秋季）における意見交換」など

2.① 公募を経ない再度の任用の上限回数（【別表】の通り）

- ・撤廃自治体は 45 となり、**もともとない 20 を入れると 65 自治体 61%と多数派に**
- ・回数制限のあるのは 37 自治体 35%と少数派となった。

2024年からの変化	2025年	2024年	2025年／2024年
もともと回数制限を設けていない	20 (19%)	21 (20%)	狛江市
上限回数を撤廃	45 (42%)	1 (1%)	川越市、調布市
専門職種のみ撤廃	1 (1%)	1 (1%)	中野区、川越市
上限回数あり	37 (35%)	82 (77%)	狛江市
実施見送り、以降未定	2 (2%)		2024年度流山市 2025,2026年度柏市
不明	1 (1%)	1 (1%)	厚木市、厚木市

2.③ 再度の任用希望者のうち、再度任用不可となった職種別人数とその理由

- ・把握しているのは 48 (45%)、把握していない自治体は 58 (55%)
- ・人数を把握している 48 自治体では、再度の任用が不可となった人数 0 人～9 人が、**38 自治体 (79%)** を占め、希望者はほぼ再度任用されていると言える。
- ・10 人以上では、**25 人までが 6 自治体、50 人以上が 4 自治体。**
- ・理由については、「選考結果」「人事評価」「選考申込なし」「勤務条件不一致」「職の縮小」などがあげられ、**50 人以上では、「委託や事業の縮小」**が主な理由。

4.① セクハラ・マタハラ・パワハラなどの相談窓口の周知

- ・相談窓口はあるものの、周知がされていない。 **周知不存在 13 自治体 (12%)**
※はむねっとアンケート 2025 では、問題は感じたがどこにも相談しなかった回答が、22%に対し、職場の相談窓口相談したはわずか 6 %
- ・17 自治体が庁内ポータルサイトと回答しているが、**全員がアクセス可能なのか疑問**
※はむねっとアンケートには、庁内イントラネットにアクセスできないという声（共有 PC のみ、アクセス権がない、ID がない等）が多数寄せられている。

4.② 人事委員会または公平委員会への措置要求・審査請求などの周知

- ・**周知自体がほぼされていない** **周知不存在 69 自治体 (65%)**
- ・周知している 37 自治体 (35%)、うち職員ポータル等で周知は 15 自治体であり、会計年度任用職員に言及していないものや苦情処理にとどまるものもある。
※はむねっとアンケート 2025 では、不服申し立ての窓口について「わからない」との回答が、60%にもなっている。また、人事院・人事委員会・公平委員会に申立や相談をしたのはわずか 1 %

4.③ 会計年度任用職員で地方公営企業職員と技能労務職員の職種別人数

- ・把握している 72 (68%)、把握していない 33 (31%)、任用していない 1 (1%)

4.④ 「苦情処理共同調整会議」設置の有無、及びその存在の周知

- ・**設置回答はわずか 9 自治体**
- ・労働組合等間で協約に定めが 8 自治体、清掃、水道、高校現業など一部職種に限定されているものが多く、**現業職（技能労務職員・調理員等）を網羅していない**
- ・**必要性も認識していない実態が明らか** **83 自治体 (78%)**
設置していない 34、不存在 49 自治体
- ・**設置規程の理解不足・混乱** 5 自治体

技能労務職員や調理員など現業職員が在籍して職員組合がある場合は、苦情処理調整会議が必置となるにもかかわらず、以下のような回答がある。

「職場におけるハラスメント防止に関する指針」ですべての職種を対象としている」「地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条に該当していない」「地方公営企業職員は在籍していない」「地公企労法13条の規定が適用される職はない」「地方公営企業ではなく、苦情処理調整会議等をし得ない」「企業職員労働組合を有していないことから、必置としない」

◆法に基づく自治体内苦情処理について

		非現業職 (行政職、専門職等)	現業職 (技能労務職、調理員等)	対応組合
市長部局 教育委員会等	—	人事委員会 ※1 公平委員会 ※2	苦情処理共同調整 会議 ※4	職員組合(混合組合) または現業職の労働 組合等 ※5
地方公営企業 (上下水道、 病院等)	地方公営企 業法 全部適用	苦情処理共同調整 会議 ※3	苦情処理共同調整 会議 ※3	地方公営企業の 労働組合等 ※5
	地方公営企 業法 一部 適用(財務)	人事委員会 ※1 公平委員会 ※2	苦情処理共同調整 会議 ※4	職員組合(混合組合) または現業職の労働 組合等 ※5

(根拠となる法律) ※1「地方公務員法第8条1の11」 ※2「地方公務員法第8条2の3」

※3「地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条」

※4「地方公務員法第57条」/「地方公営企業等の労働関係に関する法律付則5」/「地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条」

※5 地公労法第13条では、「組合」となっており、該当職員が加入した職員組合(混合組合)や地域ユニオンも想定される。

★情報公開請求手続きについて 経費や手続きに負担がある自治体

- ・電子申請ができない、請求内容について字数制限があるなど使い勝手が悪い
- ・手数料が高額
 - 一文書当たりの手数料となることから、文書の数が増えると高額となる
(複写にかかる費用は別に徴収されるにもかかわらず)
- ・郵送請求の場合、現金書留での納付を求める

例：10円の経費に、611円（現金書留封筒21円＋郵券590円）がかかる

★対応の優しい自治体

- ・メールでの文書開示や情報提供で経費不要
- ・オンライン決済
- ・首長部局と教育委員会で調整のうえ連絡を一本化し、提供媒体もCD1枚にするなど
経費を抑える対応